

第3節 | ワークショップ・座談会の実施 |

1 ワークショップ

●目的：玄界島の将来像（目標像）を島民が年齢・性別・職業等に拘わらず対等な立場で考え、意見をとりまとめ、しまづくり案（復興計画）に反映させていくため。

●日時：平成17年8月17日

●参加者：各種団体から約4,5名程度で合計44名が参加。

＜結果＞

①玄界島の将来像（目標像）について

- ・観光客・定住者を増やし、活気ある玄界島にしたい。
- ・豊かな自然・水産物を活かした働く場や観光の場（飲食店、加工場、宿泊施設等）を整備したい。
- ・震災を契機に有名になったので、水産物等をブランド化し、島の振興につなげたい。
- ・震災の経験を活かして震災記念館をつくりたい。
- ・高齢者が多くなることから、憩い・運動等ができる施設やケアする施設をつくりたい。

②にぎわいゾーン（島の中心部）の利用について

- ・運動、レクリエーション、憩いの場にしたい。
- 例)若い者からお年寄りまでが遊び、くつろげる憩いの広場
- ・島の観光、雇用の場
- 例)魚や農産物を加工し、販売できる場
- ・その他
- 例)高齢者のための家をつくる

以上の結果をもとに、玄界島の将来像（目標像）については、平成19年12月まで何度も復興委員会内部で検討を重ね、最終的に「玄界島復興プラン」の5つの目標として平成19年12月8日に開催された第8回島民総会で発表し、了承された。（第14章参照）

また、にぎわいゾーンは、これらの意見や次項の座談会の結果をもとに、「若い人からお年寄りまでがくつろげる広場」「観光客のお迎えの広場」としての整備が必要との意見がしまづくり案（復興計画）に活かされることとなった。



ワークショップの様子



2 座談会

●目的:各種団体ごとに代表者を選出し、それぞれの団体が関係部会テーマについて意見を出し合い、しまづくり案(復興計画)を具体化するため。

●日時:平成17年10月22日 消防団・救難所、青壮年
平成17年10月25日 婦人消防・PTA
平成17年10月30日 老人会、女性部

＜結果＞

	婦人消防PTA	救難所	女性部	青壮年OB	老人会
新しい生活環境 (車・道路)	●車を共有したり借りたりするといい ●上下移動補助手段がほしい	●マイカーは持たないだろう ●もやい(共有)カーの仕組をつくろう	●上下移動補助手段がほしい	●マイカーは使わないだろう	●乗合車やタクシーのような仕組が必要 ●シニアカーや電動車イスを利用したい
にぎわいゾーン のあり方	●食事処 ●販売所 ●宿泊施設 ●集合住宅 ●高齢者施設	●広場やキャンプ場をつくってはどうか ●観光関連施設をつくってはどうか	●食事処 ●販売所 ●宿泊施設 ●集合住宅 ●葬儀場としても使える多目的施設	●宿泊施設 ●住宅 ●店舗 ●体力づくりの施設 ●多目的広場	
高齢者施設等	●ショートステイやデイケア施設が必要		●ショートステイやデイケア施設が必要 ●高齢者用住宅をつくってはどうか		●通院・入院できる診療所がほしい ●高齢者のための集合住宅がほしい
神社・地蔵堂・ 観音堂・井戸等 の再建				●地蔵堂と観音堂は隣接して平場にあるのがよい ●神社の早期修復	●井戸は所有者できちんと水神あけをすべき
産業振興策	●高齢者のためには畑が必要	●加工場をつくってはどうか ●観光のため震災記念館はどうか	●特産品をつくるため、食品販売企画づくりに取り組もう ●農業を引き継ごう	●魚のブランド化 ●漁業の多様化 ●養殖業が必要 ●加工場が必要	●養殖に取り組まなければならない ●自給自足のための畠づくりが重要
防災・救急・ 安全・安心	●防災倉庫が必要 ●防災公園が必要 ●ヘリポートが必要	●防火水槽、防災倉庫、ヘリポートが必要 ●緊急時の連絡設備や連絡体制が必要	●ヘリポートが必要	●防災設備が必要 ●防災マップが必要 ●防災マニュアルが必要	
子育て(教育) 環境	●子どもたちがきちんと学習できる環境を早くつくってほしい	●野球ができるような広場がない	●若い人が働く場所づくりが必要		

以上の結果より、

- ①車の利用は少ないと考えられる反面、斜面地の上下移動支援施設の検討が必要。
- ②にぎわいゾーンは「若い人からお年寄りまでがくつろげる広場」「観光客のお迎えの広場」としての整備が必要。
- ③防災、安全・安心なしまづくりの観点から、元々あった防火水槽や消防倉庫(防災倉庫)、ヘリポートなどの再整備(機能回復)が必要。
- ④島の振興、産業の振興に取り組む必要がある。

など、様々な意見が、しまづくり案(復興計画)や第14章で述べる復興プランの検討に活かされていった。

第4節 | 復興計画の決定 |

1 事業参加者の決定

前章で述べたとおり、第1回島民総会において、被害が大きい斜面部分については、行政に一体的な整備を要望することが決まっていたことから、当初から事業区域(事業参加)として検討を行った。

しかし、平地部にある寄木地区・西地区については、建築後数年程度しか経っていない家屋など被害が少ない一部損壊家屋や、壁や屋根瓦が落ちた全壊家屋が混在しており、各世帯はそれぞれの家庭の事情を抱えながら、自主再建と島全体の復興(=事業への参加)との間で苦渋の選択をしなければならなかった。

福岡市としては、斜面部分のみで基盤整備や住宅整備を行っても、従前と同等程度の住戸数を確保することが困難であったため、寄木地区・西地区についても事業区域に取り込む必要があると判断していた。しかし、自主再建と事業参加が歯抜け上に混在した状態では、一体的に整備することが困難であり、事業区域に含めることはできないこと、また、小規模住宅地区改良事業は要綱事業(任意事業)であり、強制力が無く、島民主体のしまづくりを目指したことから、寄木地区・西地区の島民との意見調整・集約は復興委員会が主体的に行うこととなった。

そのため、復興委員会は、寄木地区・西地区の住民をそれぞれ地区ごとに数回招集し、1人1人が自分の生活再建だけを考えると島全体の復興ができないことを説明しながら、各世帯の事情を聞き、意見交換を重ねていった。

最終的には、その調整は平成18年1月27日に開催した第5回島民総会直前まで行われたが、ほぼ全ての世帯が事業に参加することとなり、第5回島民総会で事業区域(事業参加者)の最終決定を行った。



事業区域図

2 復興計画(しまづくり案)の決定

第2回島民総会や、第2回意向調査以降、復興委員会及び福岡市は、島民からの様々な意見をもとに、第2回島民総会で提示したしまづくり案(たたき台)に対して再考を重ねていった。

特に、島の中心部で漁協や公民館の前付近は、島内では利便性が高い箇所であり、戸建て用地にすると入居希望者が殺到し、絶対に島内がまとまらない、みんなが使える公共的な土地利用とすべきだという意見が強く述べられた。

また、元々玄界島は斜面地であり、かつ、階段状の道路しかなかったことから、これまで住宅の建設や敷地の整備は、島内総出で人力により運搬し、建設していた。そのため、車が通れる道路や斜面地にあがれるエレベーターのような上下移動支援施設を整備して欲しい、各宅地へ車で寄り着けられるようにして欲しいという、これまでの玄界島の生活での苦労を解消したいという意見や、漁師の験担ぎのため、震災前のように、南側から宅地に入れるようにして欲しいという意見が多数出された。

これらは、復興委員会と福岡市で毎週のように議論され、あわせて、前節のワークショップや座談会での意見も踏まながら、次のように整理されていった。

	島民からの意見	検討結果
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●利便性の良い所(公民館や漁協前)はみんなが使える場所にしてもらいたい。 ●みんなが集まりやすい場所に広場が欲しい。 ●いざというときに避難しやすい公園が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浜道沿いの中央部分に、集合住宅と一緒にぎわい広場を一体的に整備し、日常のコミュニティ活動や緊急時の避難場所としてみんなが利用できるようにした。 →にぎわい広場・はま広場の設置 ●斜面地の中央付近に公営住宅を配置 ●斜面地の中段付近に公園を配置した。 →展望公園
道路	<ul style="list-style-type: none"> ●将来、車が増えるかもしれないで、斜面地内の道路幅を広げて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●車を所有するには維持費等が係ることから、本当に車を所有するのか等、前節のとおり座談会等を通じ、各世代の意見を聞き、最終的には道路幅4mでも安全な利用ができるよう、車を所有すると考える者が少ないこと等から、斜面地の道路幅は、計画どおり4mのままとした。
上下移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●斜面地から平地へ下りる車が通れる道路が1本しかなく、緊急時等の対応のため、地区西側からも斜面地に上れる道路をつけて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時の対応のみならず、斜面地の家屋解体工事・造成工事の進入路としても、西側に道路が1本必要と判断し、外周道路として西側に道路を整備することとした。
	<ul style="list-style-type: none"> ●玄界島は高齢者が多いこと等から、斜面へ移動が楽になる施設(上下移動支援施設)が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●斜面の垂直方向の移動を支援する施設としては、斜行エレベーター等があるが、維持管理を誰がどのように行うのか、斜面地の道路と立体交差の必要が生じるなど課題が多いことから、実現困難と判断。 ●代替案として、斜面地のほぼ中央部分に整備する公営住宅のエレベーターを活用した上下移動支援を行うこととした。

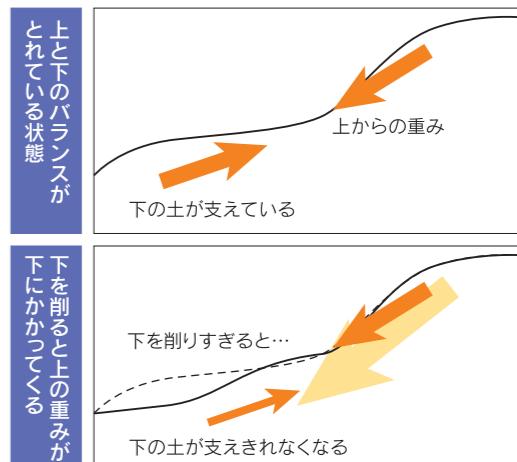
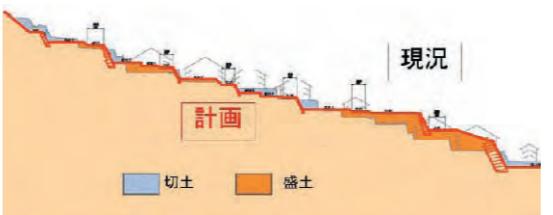
	島民からの意見	検討結果
斜面地の住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●道路から宅地にスムーズに入れるようにして欲しい。(当初のしまづくり案では、宅地と4mの斜面周回道路は大きな段差があり、基本的な接道は中央部分の「戸あい間みち広場」で計画していた。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●震災前は階段上の道路しかなく、接道状況が不十分であつたため、住宅の建設や資材等の運搬に苦慮していたことを踏まえ、全宅地にある程度車等を寄りつけることができるよう、計画を見直した。 ●計画の見直しに当たっては、玄界島では漁師が多く、験担ぎのため、玄関は南側に設置している風習があることを踏まえ、全宅地の南側に道路を配置することとした。
斜面地の住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●斜面地の住宅地内に盛土部分があると、大きな地震の時にまた崩れる恐れがあること、また、利便性の観点から、斜面地を大きく切り下げることを考えても良いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な造成工事は、以下の理由により実施せず、斜面地の土量バランス、経済性、安全性を考慮した造成工事を実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ①造成工事は土量バランスを考慮した経済的な工事とすべきであること。 ②切り下げた場合、背面の山の土量バランスを損ない、より危険な状態になること。 ③山道や畠道、小学校への道が分断され、斜面地内の多くの畠が無くなってしまうこと。 ④造成工事で発生した残土を海上に埋めたてると、公有水面埋立て法に基づく埋立免許が必要となり、それに併せて環境アセスメント同等の調査が必須になり、約2カ年の期間を要し、復興事業の進捗に大きな影響を与えること。

以上の検討、整理により、第2回島民総会で提示した「しまづくり案(復興計画案)」は大きく修正が加えられ、次のとおりに、その骨子がとりまとめられた。

くしまづくり案の骨子>

1. 安全・安心な地盤造成計画

- ①現状の地形に即したバランスのよい造成計画
- ②上下の土地を守る法面保護・補強
- ③宅地を守るしっかりと擁壁づくり
- ④山水・雨水・地下水の適切な処理



2. タテ道・ヨコ道による骨格計画

- ①歩行者中心で緊急時や荷物運搬時のための車利用
- ②高齢者や子どもに優しい歩車分離
- ③なじみのルートとしての新ガング段

3. 住み継がれる環境づくり

(戸建て住宅)

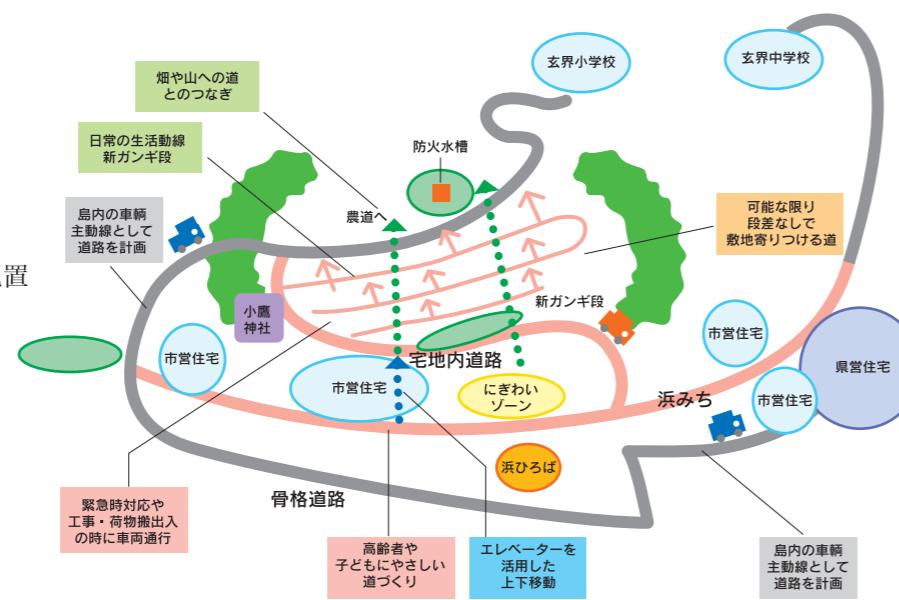
- ①安全な戸建て宅地の確保
- ②段差の少ない道路と宅地

(公営住宅)

- ①これまでの住宅立地に合わせた住棟配置
- ②大きさの異なる住戸タイプ

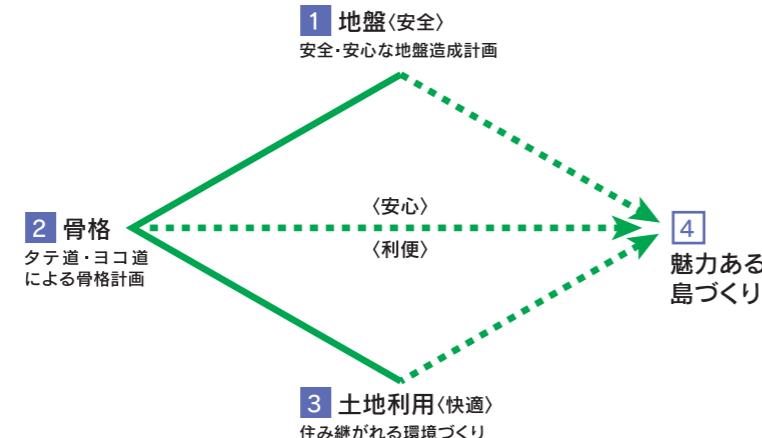
(広場・公園)

- ①タテ道・ヨコ道の交点に公園や広場
- ②皆が集まりやすいにぎわい広場
- ③3つの広場の継続



4. 魅力あるしまづくり

- ①安全に住み続け、住み継がれる環境づくり
- ②玄界島らしい暮らしの復興
- ③玄界島の資源を活かした交流環境づくり



復興委員会及び福岡市は、この骨子及び第3回意向調査(第1節参照)に基づく戸建て住宅、公営住宅の戸数により、平成18年1月には「復興計画」を固め、同月28日の第5回島民総会で、島民の意見を十分に反映した復興計画として説明を行い、島民総意の了承を得て、決定された。

具体的な復興事業の内容は次章で述べる。

<第5回島民総会の様子>



総会の様子



福岡市からの説明



説明を聞く島民



質問する島民